様式第８号（第６条関係）

○届出にあたっての留意点

相続人代表者指定（変更）届

　　　　　　　　　　　　　 　兼固定資産現所有者申告書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  湖南市長　宛  **□ 申告者は相続人代表者と同一**（←要☑・☑の場合、申告者欄は記載不要）  **申告者**住所  ふりがな  氏名  (電話番号 －　 － 　　　　　　)  被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定（変更）しましたので、地方税法第９条の２第１項の規定により届出します。また、湖南市税条例第74条の３に基づき、地方税法第384条の３に規定する固定資産の「現所有者」を次のとおり申告します。 | | | | | |
| |  | | --- | | **相 続 人( 現 所 有 者 )** |   **被相続人** | | 亡くなった方の氏名 | 亡くなった方の住所 | 死亡年月日 | |
| ふりがな | 〒 － | 年 月 　日 | |
|  |
| **相 続 人 （現 所 有 者）** | **代 表 者** | 氏　　 名 | 住　　 所 | 被相続人  との続柄 | 相続分 |
| ふりがな | 〒　　　　　－  （電話番号）　　 　　　－　　　　　－  （個人番号又は法人番号） | 配偶者・　　子 ・  その他  (　　 ) | ／ |
|  |
| 生年月日 　 年 　月　　　日 |
| **代 表 者 以 外** | ふりがな | 〒　　　　－  （個人番号又は法人番号） | 配偶者・　　子 ・  その他  (　　 ) | ／ |
|  |
| ふりがな | 〒　　　　－  （個人番号又は法人番号） | 配偶者・　　子 ・  その他  ( ) | ／ |
|  |
| ふりがな | 〒　　　　－  （個人番号又は法人番号） | 配偶者・　　子 ・  その他  ( ) | ／ |
|  |
| **相続登記の予定の有無**□完了　　・　 □予定あり(　　　年　　　月頃)　　・ 　□未定 | | | | | |

※処理欄（市記入欄）

※ 相 続 分 の 欄 は 、確 定 し て い る 場 合 の み ご 記 入 く だ さ い。

※　相続人代表者指定（変更）届は、賦課徴収（滞納処分を除く。）および還付に関する書類を受領する代表者を定め、届出していただくためのものです。

（市民税・県民税・森林環境税・国民健康保険税・軽自動車税・固定資産税 共通）

※　相続人本人の署名が困難な場合、本人の了承を得ていただければ代筆でも構いません。

※　相続人欄が足りない場合は、裏面に記入してください。

* 裏面につづく

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収納課 | 確認者 | 確認者 | 入力者 |
|  |  |  |  |

（裏面）

代表者以外の相続人（現所有者）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **相 続 人　( 現 所 有 者 )** | **代 表 者 以 外** | 氏 　名 | 住 　所 | 被相続人  との続柄 | 相続分 |
| ふりがな | 〒　　　　－  （個人番号又は法人番号） | 配偶者・子 その他  ( 　) | ／ |
|  |
| ふりがな | 〒　　　　－  （個人番号又は法人番号） | 配偶者・子 その他  (　　　 ) | ／ |
|  |
| ふりがな | 〒　　　　－  （個人番号又は法人番号） | 配偶者・子 その他  (　　　 ) | ／ |
|  |
| ふりがな | 〒　　　　－  （個人番号又は法人番号） | 配偶者・子 その他  ( 　) | ／ |
|  |
| ふりがな | 〒　　　　－  （個人番号又は法人番号） | 配偶者・子 その他  ( 　) | ／ |
|  |
| ふりがな | 〒　　　　－  （個人番号又は法人番号） | 配偶者・子 その他  ( 　) | ／ |
|  |

※固定資産の表示

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 所　　在 | 家屋番号（家屋の場合） |
|  | 土地・家屋 | 湖南市 |  |
| □ | 固定資産税名寄帳のとおり | | |

※　記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。

※　被相続人に固定資産の所有がある場合に「固定資産現所有者申告書」を兼ねたものとして取扱います。相続による所有権移転登記等が完了するまでの間の固定資産税に関する手続きのためのものであり、この届をもって登記簿上の所有者が変更されるものではありません。

※　未登記家屋（不動産登記簿に記録されていない家屋）がある場合は、別途「未登記家屋納税義務者変更申請書」の提出が必要です。